（危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正）

第十条　危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体」に改め、同条第五項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を削る。

（内航海運組合法施行規則の一部改正）

第十一条　内航海運組合法施行規則（昭和三十二年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項第二号中「磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（法第三十八条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。第八条の六において同じ。）」に改める。

第七条の三第二項中「（法第三十八条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）」を削る。

第八条の六中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体」に改める。

（車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部改正）

第十二条　車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二号中「電磁的記録」の下に「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十八条第二項において同じ。）」を加える。

第二十八条第二項中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（次項並びに次条第二項及び第三項において「磁気ディスク等」という。）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次項及び次条において同じ。）」に改め、同条第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第二十九条第二項及び第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

（不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条　不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和三十九年建設省令第九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第二号を次のように改める。

二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次条において同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

第十七条第二項及び第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

（都市再開発法施行規則の一部改正）

第十四条　都市再開発法施行規則（昭和四十四年建設省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。次条第一項第二号において同じ。）」に改める。

第十三条第一項第二号を次のように改める。

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（旅行業法施行規則の一部改正）

第十五条　旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の五第一項第二号を次のように改める。

二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第三十七条の五第一項第二号において同じ。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

第二十七条の六第二項第一号ロ中「前条」を「前項」に改める。

第三十七条の五第一項第二号を次のように改める。

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（積立式宅地建物販売業法施行規則の一部改正）

第十六条　積立式宅地建物販売業法施行規則（昭和四十六年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項第二号を次のように改める。

二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。

第十九条の四第一項第二号において同じ。）をもつて調製するファイルに積立式宅地建物販売契約約款に記載された事項を記録したものを交付する方法

第十九条の四第一項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。